

公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下水道公社財務規程第 6 1 条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領の規定によるものとする。

令和 2 年 3 月 1 2 日

公益財団法人埼玉県下水道公社
理事長 須藤 喜弘

記

1 入札対象	
(1) 件名	電子計算機保守点検業務委託（2）
(2) 場所	富士見中継ポンプ場（富士見市水子地内）
(3) 期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
(4) 概要	ア 目的 電子計算機設備の保守点検を行い、設備の安全及び信頼性を維持するものである。 イ 業務内容 富士見中継ポンプ場に設置されている電子計算機設備の精密点検及び障害復旧業務一式
2 落札者の決定方法	本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札（事後審査型）執行要領（以下「執行要領」という。）に基づき、以下のとおり落札者を決定する。 (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。
3 入札手続きの方法	本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。
4 設計図書等	令和 2 年 3 月 1 2 日（木） 1 0 時 0 0 分から

	令和2年 3月23日（月） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 担当者 大山 設計図面及び仕様書等その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示すとおりとする。（貸与については、電子データとなるため、容量1GB以上のUSBメモリを持参すること。）
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和2年 3月16日（月） 10時00分から 令和2年 3月23日（月） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 入札参加を希望する者は、上に示す期間内及び場所に競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を書面により提出すること。
6 設計図書等に関する質問	令和2年 3月13日（金） 10時00分から 令和2年 3月18日（水） 16時00分まで 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 設計図書等に関して質問がある場合は、上に示す期間内及び場所に質疑書を書面により提出すること。
7 質問に対する回答	令和2年 3月19日（木） 16時00分まで 質問に対する回答は、上に示す日時までに下水道公社ホームページで公表する。 入札参加者は質問の提出の有無にかかわらず、下水道公社ホームページで掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。
8 入札執行の日時等	入札執行の日時等は次のとおりとする。ただし、変更することがある。この場合は、下水道公社ホームページ・掲示等で案内する。 (1) 入札日時 令和2年 3月25日（水） 10時00分 (2) 入札場所 公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社
9 入札に参加できる者の形態	単体企業
10 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	電気工事業 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。

(2) 資格者名簿への登録	平成31・32年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「(1) 建設業の許可」に示す業種で登録された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「(7) その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 所在地	本店又は主たる営業所	—		
	資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」の所在地については問わない。			
(4) 格付	業種	電気工事業	格付	A級
(5) 業務実績	全体計画日最大水量50,000m ³ /日以上 of 下水終末処理場又は浄水場、若しくはそれらに係る全体計画日最大水量0.5m ³ /秒以上 of 中継ポンプ場において、1回の契約金額が100万円以上の監視制御装置に係る業務委託又は修繕・工事。			
	契約の締結日にかかわらず、平成21年4月1日から公告の日までの間に、上に示す業務委託又は修繕・工事を元請けとして完了又は完成させた実績を有する者であること。 なお、本件に関する事業に関し、合併、会社分割または営業譲渡等を行った場合においては、従前の会社の実績を施工実績とすることができる。ただし、その場合には、それを証明する書面を提出すること。			
(6) 現場代理人	本業務委託は「現場代理人の常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認める業務委託」の対象とする。 なお、兼務を認める業務委託の対象及び条件は、「現場代理人の常駐規定の緩和に関する取扱要領」によるものとする。			
(7) その他の参加資格	ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。 イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。 ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続きの申立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。 エ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けてい			

	ない者であること。 オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 キ 入札公告日において、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。
11 最低制限価格	設定する。
12 入札保証金	納付する。 (1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。 (2) 納付方法 入札に参加しようとする者は、入札保証金を入札日の前日までに下記口座に振り込むものとする。 入札保証金振込口座 銀行名 埼玉りそな銀行県庁支店 口座名義 公益財団法人埼玉県下水道公社 種 類 普通預金 口座番号 4 6 3 0 8 3 6 (3) 納付の確認 入札保証金の納付を証する証票の写しを入札日に持参し、執行要領第 14 条第 2 項に規定する入札参加者の参加資格者確認の際に、入札執行者に提出する。 (4) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。 ア 保険会社との間に当公社を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を入札日に持参し、執行要領第 14 条第 2 項に規定する入札参加者の参加資格者確認の際に、入札執行者に提出した者。 イ 平成 29 年 4 月 1 日から公告の日までに国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、履行した契約金額が 100 万円以上の業務委託又は修繕・工事契約 2 件（単体企業（若しく

	は経常建設工事共同企業体)又は特定建設工事共同企業体の代表構成員として工事を請け負った実績に限る。)について、その契約書の写し及び業務委託又は修繕・工事完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを確認申請書に添付し提出した者。 ただし、当公社と締結し履行した業務委託又は修繕・工事については、履行を証明するものの写しを省略することができる。 (5) 入札保証金は、入札の終了後に還付するので、入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記載した請求書(様式第5号)を用意すること。 なお、落札者がその責めに帰すべき理由により、契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。
13 支払条件	
部分払	しない
14 支払方法	完了検査終了後、一括精算
15 現場説明会	開催しない
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	ア 確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。 イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。
(2) 入札書に記載する金額	入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。 なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。
(3) 提出書類	発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(様式第6号)を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は3回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することができない。
(5) 入札の辞退	執行要領第16条の規定による。
(6) くじ	落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
(7) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 入札者の押印のない入札書による入札 イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札 ウ 金額の訂正のある入札書による入札 エ 押印された印影が明らかなでない入札書による入札 オ 入札に参加する資格のない者がした入札 カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかなで

	ない入札書による入札 キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札 ク 他人の代理を兼ねた者がした入札 ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札 コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ 明らかに談合によると認められる入札 シ 虚偽の確認申請書（写）を提出した入札 ス 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 セ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札及び納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札 ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料は返却しない。 (2) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続の執行を妨げないものとする。 (3) 入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。 (4) 落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 (5) 埼玉県において、令和2年度の予算が議決されず、公社との間で流域下水道維持管理業務代行委託契約が締結されなかった場合は、この公告に係る契約を締結しないものとする。
18 この公告に関する問い合わせ先	公益財団法人埼玉県下水道公社 荒川右岸支社 担当者 大山 電話番号 048-466-2400 FAX 番号 048-466-2401